

長第 01170001 号
平成 30 年 1 月 17 日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課高齢者生活支援室長
(公 印 省 略)

居宅介護支援の指定権限の移譲に係る平成 29 年度末及び平成 30 年度以降に
おける指定事務等について (通知)

平素より、県高齢者福祉にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、御承知のとおり、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が平成 30 年 4 月 1 日以降、県から和歌山市を除く事業所所在地の市町村 (和歌山市は既に移譲済み。) へ移譲されます。

権限移譲に伴い、平成 29 年度末及び平成 30 年度以降の居宅介護支援に係る指定事務等については、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご了承ください。

なお、当該事務の取扱いについては、和歌山市を除く市町村と協議済みであることを申し添えます。

記

1 新規申請

指定年月日	申請期日	申請先
平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 5 日 (月)	事業所所在地を管轄する振興局
平成 30 年 5 月 1 日以降	事業所所在地の市町村へ要確認	事業所所在地の市町村

2 更新申請

指定更新日	申請期日	申請先
~平成 30 年 4 月 30 日	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ※	事業所所在地を管轄する振興局
平成 30 年 5 月 1 日以降	事業所所在地の市町村へ要確認	事業所所在地の市町村

※対象となる事業所には既に通知済み

(裏面へ続く)

3 変更届・再開届

届出日	届出先	備考
～平成 30 年 3 月 31 日	事業所所在地を管轄する振興局	事由発生後 10 日以内
平成 30 年 4 月 1 日以降	事業所所在地の市町村	

4 休止届・廃止届

届出日	届出先	備考
～平成 30 年 3 月 31 日	事業所所在地を管轄する振興局	休廃止の日の 1 月前まで
平成 30 年 4 月 1 日以降	事業所所在地の市町村	

5 加算（届出が必要なもの）

適用	届出日	届出先
平成 30 年 4 月 （介護報酬改定に関する届出を除く。）	～平成 30 年 3 月 15 日（木）	事業所所在地を管轄する振興局
平成 30 年 4 月 （介護報酬改定に関する届出）	事業所所在地の市町村に 要確認	事業所所在地の市町村
平成 30 年 5 月		

6 その他

- ・ 県（事業所所在地を管轄する振興局）へ提出する申請書、届出及びその他関係書類は、県ホームページ「きのくに介護 de ネット」に掲載している様式等を活用してください。（市町村へ提出する様式については、提出先の市町村に確認してください。）
- ・ 新規申請及び更新申請における指定（更新）日が平成 30 年 5 月 1 日以降の申請で、申請日が平成 30 年 3 月 31 日以前となる場合の届出先については、下記担当までお問い合わせください。
- ・ 特定事業所集中減算に係る平成 29 年度後期の届出については、平成 30 年 3 月 15 日（木）までに県（事業所所在地を管轄する振興局）へ提出してください（別途通知予定）。
- ・ 厚生労働省からの通知等により、取扱いが変更となる場合は、「きのくに介護 de ネット」等でお知らせします。

事務担当：高齢者生活支援室 芝田

電話：073-441-2527（直通）